

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異について

区 分	男女の賃金の差異
全労働者	68.2%
正規職員	84.8%
有期雇用職員	99.3%

※男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

○付記事項

（対象期間）

- ・令和7年度（R7.4.1～R8.3.31）

（賃金）

- ・支給額合計（賞与含）から通勤手当、宿直手当（非課税分）を除いた額（課税支給分）

（人員数）

- ・給与支払日に雇用している労働者数の12ヶ月平均
- ・育休中の無給職員含む
- ・有期雇用職員は、再雇用職員及び臨時職員

○差異についての補足説明

（正規職員）

- ・正規職員の67.7%が女性職員である。
- ・平均勤続年数に差がある（男性13.8年 女性11.1年）
- ・主任以上の職員のうち、女性職員の割合が40.0%となっている。
- ・産休や育児休業で無給となっている女性職員が年間平均で8名程いる。
- ・育児短時間勤務をしている女性職員が年間平均で5名程いる。

（有期雇用職員）

- ・有期雇用職員の82.3%が女性職員である。
- ・有期雇用職員の人員数については常勤換算は行っていない。

（支給日における在籍人数で算出）